

山手町自主防災隊規約

(目的)

第1条 山手町自治会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、日頃から防災意識の高揚を図るとともに、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図るため、自主防災組織を設置する。

(名称)

第2条 自主防災組織は、「山手町自主防災隊」（以下「隊」という。）と称する。

(事業)

第3条 本隊は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の備蓄等に関すること。
- (6) その他本隊の目的を達成するために必要な事項。

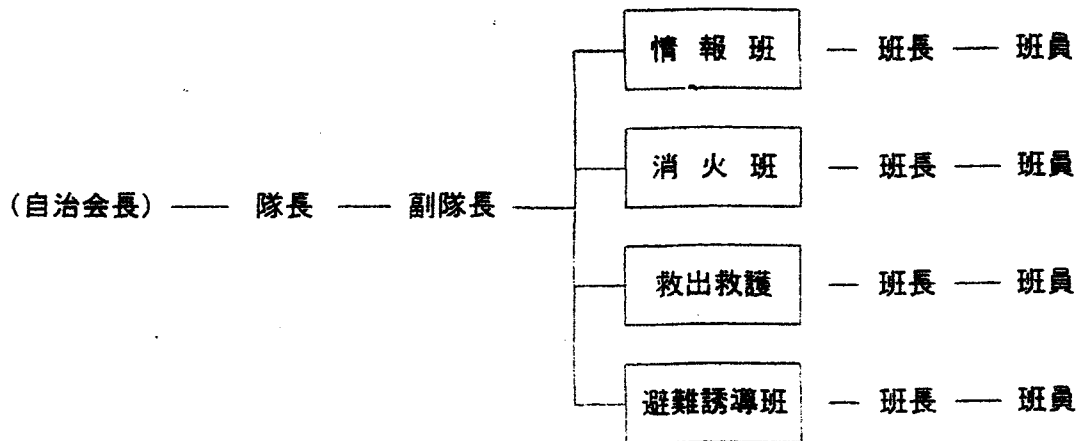
(隊員)

第4条 本隊は、山手町自治会内にある世帯をもって構成し、隊員は自治会長が委嘱する。

(編成及び役割)

第5条 本隊は、第3条に掲げる事業を効果的に行うため、次のとおり編成して、それぞれ別表に定める役割を分担する。

ただし、災害の状況によっては、その役割分担にかかわらず活動する。



2 隊長、副隊長及び班長は、自治会役員の選出方法にならって選任する。

(隊長等の任務)

第6条 隊長は隊務を総括し、地震等による災害発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その任務を代行する。

3 班長は、班の活動計画を立案し、隊務の運営にあたる。

(協力体制)

第7条 本隊は、災害応急対策の万全を期するため、市（消防本部、防災対策課）及び隣接自治会、その他関係団体と常に連絡を取り、応急協力体制を確立しておくものとする。

(各世帯の心得)

第8条 各世帯は、いつでもどこでも災害に対処できるよう、日頃の備えと心構えを身につけるとともに、防災隊の指示に従い隣保活動が円滑に隊行できるよう協力するものとする。

附 則

この規約は、昭和55年3月31日から実施する。

平成13年7月 1日改正

平成14年9月 1日改正

平成21年4月 1日改正

自主防災隊の役割

種別	平 常 時	非 常 時
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ① 地震防災に関する正しい知識を吸収する。 ② 地震災害を防ぐねらいどころや、家庭における防災の話し合いを指導する。 ③ 映画、講演、印刷物等により啓発し、防災意識の高揚を図る。 ④ 地震、その他の災害に関する情報の収集伝達方法を確立し、訓練する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 警戒宣言等の情報を的確に住民に提供し、混乱を防ぐ。 ② 迅速かつ正確に災害情報を収集し、伝達する。 ③ 迅速かつ正確に被害状況を把握し、防災機関へ連絡する。
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ① 各家庭に消火器、バケツ等消火器材の備えを啓蒙する。 ② 消火器の使い方、バケツリレー等による消火活動の訓練や指導をする。 ③ 電気、ガス器具等の正しい使い方を指導する。 ④ 地域内の消火栓、防火用水等施設の位置を把握し、周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 火災の発生が予想されるときは、直ちに各家庭に対し、火の始末を呼びかける。 ② 火災が発生したときは、近隣の人達の協力を得て、初期消火に努めるとともに、消防本部へ連絡する。
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ① 各家族における応急処置法や、救急薬品の備えを指導する。 ② 負傷者の救出に必要な用具を調達する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 負傷者が出た場合は、その救出活動にあたる。 ② 状況によっては、近隣の人達の協力を得て安全な場所に收容し、応急手当てを施す。また、必要により医療機関等へ搬送する。
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難の際の心得(方法、用具、非常袋等)について、各家庭へ周知徹底する。 ② 避難所、避難地を巡回点検して避難の方法ルート等を確立しておく。 ③ 避難誘導に必要な用具を整備し、避難誘導の訓練をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民の生命に危険が生ずるおそれがあるとき、又は防災機関から避難勧告、避難命令が発せられたときは、混乱なく安全に誘導する。 ② 避難所へ誘導したときは、その状況を防災機関へ連絡する。 ③ 滞在時間によっては、避難者の協力を得て自主運営にあたる。